

雇児発0329第6号
平成24年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「里親の一時的な休息のための援助の実施について」の一部改正について

標記については、平成14年9月5日付雇児発第0905006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「里親の一時的な休息のための援助の実施について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0905006号 平成14年9月5日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403019号 【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第6号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親の一時的な休息のための援助の実施について</p> <p>里親制度については、平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「<u>里親制度の運営について</u>」により運営されているものであるが、里親制度のよりいっそうの推進を図るため、今般、別紙のとおり「<u>里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱</u>」を定め、平成14年10月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施に努められたく通知する。</p> <p>なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0905006号 平成14年9月5日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403019号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親の一時的な休息のための援助の実施について</p> <p>里親制度については、平成14年厚生労働省令第115号「<u>里親の認定等に関する省令</u>」及び平成14年厚生労働省令第116号「<u>里親の行う養育に関する最低基準</u>」が別添のとおり公布され、平成14年9月5日雇児発第0905001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「<u>「里親の認定等に関する省令」及び「里親の行う養育に関する最低基準」について</u>」及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「<u>里親制度の運営について</u>」により運用されているものであるが、里親制度のよりいっそうの推進を図るため、今般、別紙のとおり<u>一時的な休息のための援助の実施について</u>を定め、平成14年10月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施に努められたく通知する。</p>

(別紙)

里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)実施要綱

第1 目的

里親の一時的な休息のための援助(以下「レスパイト・ケア」という。)は、委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。

第2 援助の対象者及び実施施設

1 援助の対象者

現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアを必要とする里親

2 実施施設

レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、当該都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設又は里親(以下「実施施設」という。)とする。

第3 事業の内容及び実施方法

- 1 都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアを必要とする里親が養育している委託児童を、実施施設に再委託を行うものとする。
- 2 レスパイト・ケアは、都道府県が必要と認める日数とする。

3 里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請する。

4 申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。

5 依頼を受けた実施施設は児童相談所に受け入れの可否について速やかに連絡する。

6 児童相談所は、里親に対し受け入れ決定通知、実施施設に対し再委託の決定通知書を出す。

7 里親は、実施施設に委託児童を預ける際、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。

8 レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出する。

第4 実施に当たっての留意事項

1 レスパイト・ケアの申請及び決定の手続等の実施細目は、都道府県においてそれぞれの実情に応じ適宜定めることとするが、申請書の様式についてはできるだけ分かりやすく簡便なものとし、記入事項等についても最小限にすること。

2 児童相談所においては、この援助の円滑な実施を図るため、里親に児童を委

(別紙)

里親の一時的な休息のための援助の実施

第1 目的

里親の一時的な休息のための援助(以下「レスパイト・ケア」という。)は、委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。

第2 援助の対象者及び実施施設

1 援助の対象者

現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアを必要とする里親

2 実施施設

レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、当該都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設又は里親(以下「実施施設」という。)とする。

第3 事業の内容及び実施方法

1 都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアを必要とする里親が養育している委託児童を、実施施設に再委託を行うものとする。

2 レスパイト・ケアは、年7日以内とする。ただし、都道府県等の実施する研修に参加するために必要とする場合には、年7日を超えて利用できるものとする。

3 里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請する。

4 申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。

5 依頼を受けた実施施設は児童相談所に受け入れの可否について速やかに連絡する。

6 児童相談所は、里親に対し受け入れ決定通知、実施施設に対し再委託の決定通知書を出す。

7 里親は、実施施設に委託児童を預ける際、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。

8 レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出する。

第4 実施に当たっての留意事項

1 手続等について

レスパイト・ケアの申請及び決定の手続等の実施細目は、都道府県においてそれぞれの実情に応じ適宜定めることとするが、申請書の様式についてはできるだけ分かりやすく簡便なものとし、記入事項等についても最小限にすること。

2 児童相談所においては、この援助の円滑な実施を図るため、里親に児童を委

- 託する前又は委託した時点で実施施設を紹介すること。また、委託児童の状況及び里親の意見等を十分考慮して、実施施設を選択するよう配慮すること。
- 3 児童相談所は、里親から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取すること。また、再委託中の注意事項等についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。
 - 4 実施施設が記入する観察記録の書式は、都道府県において適宜定めること。
 - 5 当該都道府県外の実施施設にレスパイト・ケアした場合は、レスパイト・ケアを委託した都道府県が費用を支払うこと。

第5 経費

平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部保健福祉課長・厚生省児童家庭局家庭福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の例による。

1 実施施設に対する支弁

実施施設に係る支弁については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）により支弁する。

2 保護者からの費用の徴収

(1) 里親委託に係る費用徴収

里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

(2) レスパイト・ケアに係る費用徴収 徴収を免除する。

- 託する前又は委託した時点で実施施設を紹介すること。また、委託児童の状況及び里親の意見等を十分考慮して、実施施設を選択するよう配慮すること。
- 3 児童相談所は、里親から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取すること。また、再委託中の注意事項等についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。
 - 4 実施施設が記入する観察記録の書式は、都道府県において適宜定めること。
 - 5 当該都道府県外の実施施設にレスパイト・ケアした場合は、レスパイト・ケアを委託した都道府県が費用を支払うこと。

第5 経費

平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部保健福祉課長・厚生省児童家庭局家庭福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の例による。

1 実施施設に対する支弁

実施施設に係る支弁については、「児童入所施設措置費等交付要綱」により支弁する。

2 保護者からの費用の徴収

(1) 里親委託に係る費用徴収

里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

(2) レスパイト・ケアに係る費用徴収 徴収を免除する。